

情報誌「ながさき『にこり』」デザイン等業務プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

本県のイメージアップ並びに交流人口の拡大等を目的として、主に県外へ向け、県の多様な魅力を発信する質の高い情報誌を制作するため、必要な取材、文章作成、写真撮影、デザイン、レイアウト等に係る業務を委託する。

なお、情報誌「ながさき『にこり』」は令和7年度で終了し、令和8年度から新たなコンセプトの情報誌を制作予定である。そのため、今年度は総集編とする。

2 業務の概要

(1) 業務の内容

「ながさき『にこり』」(第67号～第69号)の制作(詳細は別添仕様書のとおり)

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

(3) 予算額

4,441,426円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年4月21日(月)	公募開始
令和7年5月 2日(金)	参加表明書提出期限
令和7年5月 7日(水)	質問書提出期限
令和7年5月 9日(金)	参加資格確認結果通知
令和7年5月26日(月)	企画提案書提出期限
令和7年5月末～6月上旬	企画提案書審査
令和7年6月上旬	審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書7部、見積書1部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とする。

郵送の場合は、到着を確認すること

持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください

(4) 提出期限

令和7年5月26日(月)午後5時(必着)

この期限までに必要書類のすべての提出がない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください

(5) 提出先

〒850 - 8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

長崎県 秘書・広報戦略部 ながさきPR戦略課 PR・プロモーション推進担当
担当：川原

TEL：095-895-2026

(6) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

5 質疑及び回答

質疑がある場合は、電子メールで令和7年5月7日(水)17時まで受け付けます(様式任意)。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。なお、説明会の開催は予定していません。

(メールアドレス) s18020@pref.nagasaki.lg.jp

6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「一 事業内容」と「二 デザイン等」の合計点数が上位の者を最優秀提案者、「一 事業内容」と「二 デザイン等」の合計点数が同一の場合には提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。なお、提案金額も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書及び見積書を提出した者を対象としたプレゼンテーションによる審査により行います。プレゼンテーション審査の日時・場所については、対象者に対し後日連絡します。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
一 事業内容	事業目的の理解と提案	事業の目的及び趣旨を理解し、仕様書や作成要領に提示した内容が漏れなく提案されているか	5
	企画の妥当性・独創性 (様式第2号)	全体コンセプトは、総集編かつ長崎県の魅力を読者に訴求できるような内容になっているか	15
		テーマは全体コンセプトを表現するものになっているか	10
		ページの構成は、事業目的に沿った効果的なものになっているか	10
二 デザイン等	表紙のデザイン性	思わず手に取りたくなるような優れたデザインとなっているか ・写真とロゴなどのバランスは良いか ・魅力的な写真となっているか	5
	特集のデザイン性等	【写真】 ・思わず読みたくなるような印象的で臨場感のある写真か ・そのページの内容を適切に表現した写真が選定されているか	10
		【見出し】 そのページの内容を簡潔に表現し、読者の興味を引く見出しとなっているか	5
		【文章】 取材先の新たな魅力を発掘し、その内容をきちんと伝える文章となっているか	10
		【デザイン・レイアウト】 読みやすいデザイン・レイアウトになっているか	5
三 事業実施主体の適格性	実施体制の適格性 (様式第3号)	・事業が遂行可能な人材の確保がなされているか ・効果的な人員体制になっているか ・県からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか	5
	知見、専門性等の有無 (様式第3号)	編集総括業務担当者について、当該事業に関する知見、ノウハウ、経験を有しているか	5
	実績の有無 (様式第4号)	過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか	5
四	提案金額	・価格点の算定式 満点(10点) × 各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷ 自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	10
合計			100点

審査項目一から三までの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

審査項目一から三において、以下のいずれかに該当する場合、その企画提案書は不採択とします。

- ・審査委員の評点の平均が5.4点未満の場合
- ・1つの審査項目において、全審査委員の半数以上がE評価とした場合

評価	評点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.75
C (普通)	項目の配点 × 0.5
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.25
E (劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行い、最終的にテーマの決定は、長崎県が行います。この際、金額についても変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。
- (3) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る。)
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 秘書・広報戦略部 ながさきPR戦略課 PR・プロモーション推進担当

担当：川原

TEL：095-895-2026

E-mail：s18020@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 6(4)に加え次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。